

第2期川崎市空家等対策計画の一部改定等について —市民の皆様からの意見を募集します—

令和5年12月13日に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことから、新たな空家等対策の推進に向け、「第2期川崎市空家等対策計画一部改定（案）」、「川崎市特定空家等判定基準一部改定（案）」及び「川崎市管理不全空家等判定基準（案）」をとりまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集いたします。

1 意見募集期間

令和6年6月6日(木)から令和6年7月12日(金)まで

※郵送は当日消印有効。持参は令和6年7月12日(金)の17時15分までとします。

2 閲覧資料

- (1) 第2期川崎市空家等対策計画の一部改定等の概要について
- (2) 第2期川崎市空家等対策計画一部改定（案）
- (3) 川崎市特定空家等判定基準一部改定（案）及び新旧対照表
- (4) 川崎市管理不全空家等判定基準（案）

3 閲覧場所

川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階）、各区役所の市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課（川崎市役所本庁舎18階）

4 意見提出方法

(1) 郵送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

川崎市 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課

(2) 持参

川崎市川崎区宮本町1 18階 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課

(3) FAX（書式自由）

044-200-3970（まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課）

(4) 電子メール

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、パブリックコメントの専用ページから、専用のフォームを使って所定の方法により送信してください。

※1 意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※2 電話による意見等は受け付けておりませんので御了承ください。

※3 御意見に対する個別の対応はいたしません。類似の内容を整理又は要約した上で、本市の考え方を整理した結果をホームページ等で公表します。

5 問合せ先

川崎市 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課

電話 044-200-2253 FAX 044-200-3970